

## (2) 福井大学国際地域学部規程

平成28年4月1日

福大規程第1号

(趣旨)

**第1条** 福井大学国際地域学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、福井大学学則（平成16年福井大学学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほかこの規程に定めるところによる。

(教育研究上の目的)

**第2条** 本学部は、地域の創生を担い、グローバル化した社会の発展に寄与できる人材を育成するために、以下の能力を修得できる教育研究を展開することを目的とする。

- (1) 現代の地域社会や国際社会の抱えている諸課題を理解、分析するために人文社会科学分野に関わる専門性と学際性に裏付けられた幅広い学識と自然科学分野の基礎的知識。
- (2) 地域や社会の抱える現実の課題についての探究と解決に取り組むことのできる能力。
- (3) グローバル化が進行する社会・地域の中で、広く世界を知り、多文化の中で主体的に生きていくために必要な英語能力、多文化理解能力。

(学期)

**第3条** 本学部の学期は、2学期制（前期・後期）とする。ただし、各学期を前半及び後半に分けるクォーター制を併用する。

- 2 各学期、各クォーターにおける授業期間は別に定める。

(教育課程)

**第4条** 本学部学生の履修すべき科目は、共通教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 共通教育科目の単位及び履修方法等については、福井大学共通教育履修規程に定めるところによる。
- 3 専門教育科目の単位及び履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業、単位の計算方法)

**第5条** 授業は、講義、演習、実験及び実習によるものとする。

- 2 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
  - (3) 講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準により算定した時間の

授業をもって1単位とする。

(成績考査)

**第6条** 授業科目の成績考査は、原則として定期試験の成績、平素の成績を総合して判断する。ただし、科目によっては定期試験を省略することができる。

- 2 定期試験は授業期間毎に行う。ただし、必要があるときは臨時に行うことができる。

(追試験)

**第7条** 病気その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者は、追試験を願い出ることができる。

(成績評価)

**第8条** 成績評価は、福井大学における成績評価基準等に関する規程に定める13段階で評価する。

- 2 成績の評価がA+からD-の科目については規定単位を与え、Fの科目には与えない。
- 3 履修中止の手続きを行うことなく、授業時数の3分の1以上欠席した科目の成績はFとする。
- 4 その他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(外国留学中に修得した単位の取扱いについて)

**第9条** 学則第58条第1項に規定する留学において、学則第49条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことのできる単位数は、原則として36単位を上限とする。

(卒業及び学位の授与)

**第10条** 別に定めるところにより共通教育科目28単位以上、専門教育科目96単位以上、合計124単位以上を修得した者に対し、本学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の卒業を認定された者に福井大学学位規程（平成16年福大規程第30号）の定めるところにより、学士の学位が授与される。

(再入学及び転入学)

**第11条** 本学部を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

**第12条** 他の大学から本学部へ転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

(転学部)

**第13条** 本学他学部から本学部へ転学部を志願する者

があるときは、選考の上これを許可することがある。  
(雑則)

**第14条** 学則及びこの規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、国際地域学部長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年7月20日福大規程第132号)

この規程は、平成28年7月20日から施行し、平成28

年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年2月3日福大規程第8号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、なお従前の例による。

**附 則** (令和6年3月19日福大規程第6号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。